

令和7年度赤井川地区ごみ収集カレンダー

(字日ノ出、赤井川、池田、富田、旭丘地区)

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1	火	-	1	木	可燃ごみ	1	日	-	1	火	-	1	金	-	1	月	可燃ごみ
2	水	プラスチック	2	金	-	2	月	可燃ごみ	2	水	プラスチック	2	土	不燃ごみ	2	火	-
3	木	可燃ごみ	3	土	不燃ごみ	3	火	-	3	木	可燃ごみ	3	日	-	3	水	プラスチック
4	金	-	4	日	-	4	水	プラスチック	4	金	-	4	月	可燃ごみ	4	木	可燃ごみ
5	土	不燃ごみ	5	月	可燃ごみ	5	木	可燃ごみ	5	土	不燃ごみ	5	火	-	5	金	-
6	日	-	6	火	-	6	金	-	6	日	-	6	水	プラスチック	6	土	不燃ごみ
7	月	可燃ごみ	7	水	プラスチック	7	土	不燃ごみ	7	月	可燃ごみ	7	木	可燃ごみ	7	日	-
8	火	-	8	木	可燃ごみ	8	日	-	8	火	-	8	金	-	8	月	可燃ごみ
9	水	資源物	9	金	-	9	月	可燃ごみ	9	水	資源物	9	土	不燃ごみ	9	火	-
10	木	可燃ごみ	10	土	不燃ごみ	10	火	-	10	木	可燃ごみ	10	日	-	10	水	資源物
11	金	-	11	日	-	11	水	資源物	11	金	-	11	月	可燃ごみ	11	木	可燃ごみ
12	土	不燃ごみ	12	月	可燃ごみ	12	木	可燃ごみ	12	土	不燃ごみ	12	火	-	12	金	-
13	日	-	13	火	-	13	金	-	13	日	-	13	水	資源物	13	土	不燃ごみ
14	月	可燃ごみ	14	水	資源物	14	土	不燃ごみ	14	月	可燃ごみ	14	木	可燃ごみ	14	日	-
15	火	-	15	木	可燃ごみ	15	日	-	15	火	-	15	金	-	15	月	可燃ごみ
16	水	プラスチック	16	金	-	16	月	可燃ごみ	16	水	プラスチック	16	土	不燃ごみ	16	火	-
17	木	可燃ごみ	17	土	不燃ごみ	17	火	-	17	木	可燃ごみ	17	日	-	17	水	プラスチック
18	金	-	18	日	-	18	水	プラスチック	18	金	-	18	月	可燃ごみ	18	木	可燃ごみ
19	土	不燃ごみ	19	月	可燃ごみ	19	木	可燃ごみ	19	土	不燃ごみ	19	火	-	19	金	-
20	日	-	20	火	-	20	金	-	20	日	-	20	水	プラスチック	20	土	不燃ごみ
21	月	可燃ごみ	21	水	プラスチック	21	土	不燃ごみ	21	月	可燃ごみ	21	木	可燃ごみ	21	日	-
22	火	-	22	木	可燃ごみ	22	日	-	22	火	-	22	金	-	22	月	可燃ごみ
23	水	資源物	23	金	-	23	月	可燃ごみ	23	水	資源物	23	土	不燃ごみ	23	火	-
24	木	可燃ごみ	24	土	不燃ごみ	24	火	-	24	木	可燃ごみ	24	日	-	24	水	資源物
25	金	-	25	日	-	25	水	資源物	25	金	-	25	月	可燃ごみ	25	木	可燃ごみ
26	土	不燃ごみ	26	月	可燃ごみ	26	木	可燃ごみ	26	土	不燃ごみ	26	火	-	26	金	-
27	日	-	27	火	-	27	金	-	27	日	-	27	水	資源物	27	土	不燃ごみ
28	月	可燃ごみ	28	水	資源物	28	土	不燃ごみ	28	月	可燃ごみ	28	木	可燃ごみ	28	日	-
29	火	-	29	木	可燃ごみ	29	日	-	29	火	-	29	金	-	29	月	可燃ごみ
30	水	-	30	金	-	30	月	可燃ごみ	30	水	-	30	土	不燃ごみ	30	火	-
			31	土	不燃ごみ				31	木	可燃ごみ	31	日	-			

ごみ・資源物の分別は確実にこない、収集日の朝8時30分までに出してください。

☆可燃ごみ（もやすごみ）の排出方法

可燃ごみ（もやすごみ）を排出するときは、**黄色の指定ごみ袋**に入れるか、指定ごみ袋に入らないものは1個につき1枚の処理券（シール）を貼って決められた時間にごみステーションに出してください。

指定ごみ袋や処理券（シール）以外の方法で排出されたごみは収集しません。

種 類	主 な 品 目
紙 く ず 類	紙くず、ちり紙、油紙、写真、紙コップ、たばこの吸い殻等
衣 類 ・ 織 維 類	金属類のついていない衣類、ぬいぐるみ等。布団等の大きなものは粗大ごみとなります。
台 所 ご み	生ごみ、食用油（紙や布にしみこませるか、凝固剤で固めること）、貝殻も可燃ごみです。
木 く ず な ど	木の枝（長さ1m以下、直径35cm以内にしてひもでしばり処理券（シール）を貼ること。）
紙 お む つ な ど	紙おむつ（排泄物等は取り除くこと。）、湿布、絆創膏、生理用品、ペット用のトイレシートなど
紙 製 容 器 包 装	お菓子やケーキ、ティッシュの箱等

☆不燃ごみ（もやさないごみ）の排出方法

不燃ごみ（もやさないごみ）を排出するときは、**青色の指定ごみ袋**に入れるか、指定ごみ袋に入らないものは1個につき1枚の処理券（シール）を貼って決められた時間にごみステーションに出してください。

指定ごみ袋や処理券（シール）以外の方法で排出されたごみは収集しません。

種 類	主 な 品 目
ガラス、せともの	板ガラス、コップ、茶碗、皿、化粧品のびんなど（割れた物は紙等にくるんで「キケン」と表示）
プラスチック・金属	資源物とならないプラスチック製品（油や汚れのひどい物）やガス抜きしたスプレー缶等
皮 革 ・ ゴ ム 製 品	かばん、長靴、手袋等
小 型 家 電	ポット、ドライヤー、ビデオ、カメラ、ガスレンジ等 ※電池は必ずはずすこと。

※不燃ごみは、赤井川村一般廃棄物最終処分場へ自己搬入することも出来ます。

自己搬入する場合は、指定ごみ袋に入れる必要はありませんが別途処理券（自己搬入）が必要となります。

☆資源物

種 類	主 な 品 目	参考リサイクルマーク
缶 類	ジュース、ビール、缶詰、ペットフードの缶	 
び ん 類	ジュース、お酒、ドリンク剤、コーヒー、醤油などのびん	—
ペ ッ ト ボ ト ル	ジュースやお酒、醤油などのペットボトル	
紙 パ ッ ク	牛乳やジュースの、お酒などの紙パックが対象です。 内側にアルミがついているものは可燃ごみとなります。	
新 聞 ・ 雑 誌	種類毎にわけ、持ちやすい大きさにひもでしばること	—
段 ボ ー ル	金属やテープをとり平たく伸ばしてひもでしばること	—

【資源物排出の際の注意事項】

缶類、びん類、ペットボトルは必ず水ですすいでキャップ及びラベルをはずし、つぶさずに設置してあるコンテナやネットに入れてください。

油や汚れのひどい物やつぶれたものは不燃ごみ（燃やさないごみ）となります。

紙パックや新聞・雑誌、段ボールは、種類毎にわけ持ちやすい大きさにしばってください。

※厚紙等は可燃ごみになります、混ぜて排出せずに分別して下さい。

☆プラスチック類

種 類	主 な 品 目	参考リサイクルマーク
プラスチック類	容器包装プラスチック、硬質・軟質プラスチック製品問わず、食品のトレイや容器、ラップ、弁当の容器、発泡スチロール、ペットボトルのキャップ及びラベル、レジ袋、ポリバケツ、洗面器等が対象です。 排出するときは食品や弁当の容器は水ですすぎ、45ℓ以内の透明の又は半透明の袋に入れてステーションに出してください。	

【資源物排出の際の注意事項】

油や汚れのひどい物は不燃ごみ（燃やさないごみ）となります。

☆粗大ごみ

村では粗大ごみの収集は排出量が少ないため行っておりません。

お手数をおかけしますが、最終処分場へ自己搬入していただくか一般廃棄物収集許可業者の赤井川運輸に依頼し収集運搬をしていただくことになります。

処理料金は、不燃物の自己搬入料金と同様ですが、許可業者に依頼した場合は別途収集運搬料金が発生します。

★収集しないごみ

○家電等

家電リサイクルの対象となっているテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等については、村で収集していません。購入した販売店又は小売店にご相談いただくか、買い換えの場合は購入の際に販売店にご相談願います。

また、パソコンについても同様に各メーカーに回収依頼をするか、赤井川村と連携協定を締結しておりますリネットジャパン（株）に回収依頼をし、リサイクルすることとなっております。詳しくはリネットジャパンリサイクル（株）のホームページ（<https://www.renet.jp>）をご覧ください。

○危険物

ガスボンベ、消火器、バッテリー、オートバイ、タイヤなどは販売店にご相談願います。

また、注射器等（感染性廃棄物）は、かかりつけの病院や薬局にご相談願います。

□赤井川村指定ごみ袋等料金

取扱商店：セイコーマート赤井川店・道の駅あかいがわ・高橋商店・（有）助っ人で販売しています。

※可燃5リットルの取扱は、セイコーマート赤井川店・道の駅あかいがわ・（有）助っ人の3店舗になります。

指 定 ご み 袋	5ℓ(可燃のみ)	1枚 10円	10枚入 100円
可 燃 用 (黄 色)	10ℓ	1枚 20円	10枚入 200円
不 燃 用 (青 色)	20ℓ	1枚 40円	10枚入 400円
	40ℓ	1枚 80円	10枚入 800円
処 理 券 (シ ー ル)		1枚 80円	10枚入 800円
処 理 券 (自 己 搬 入)		1枚 50円	10枚入 500円
		最終処分場に自己搬入する時、搬入量 10kgにつき 1枚必要となります	

※指定ごみ袋等は、1枚からでも購入できます。

□赤井川村指定ごみ袋等取扱者

名 称	所 在 地	電話番号
セイコーマート赤井川店	赤井川村字赤井川285番地	34-6636
道の駅 あかいかわ	赤井川村字都190番地16	34-6699
高橋商店	赤井川村字常盤487番地	34-6013
(有) 助っ人	赤井川村字都112番地10	34-6030

□赤井川村一般廃棄物収集運搬許可業者

名 称	所 在 地	電話番号
有限会社赤井川運輸	赤井川村字赤井川明治24番地2	34-6231

□赤井川村一般廃棄物最終処分場

所 在 地 赤井川村字都139-1 (電話: 34-6412)

受入時間 4月~11月 9:00~16:00 12月~3月 10:00~15:00

休 場 日 日曜日、祝日、年始(1月1日から3日)

□ごみ処理についてのお願い

ごみ処理はみなさんのご協力が必要です。

以下の5つのマナーとルールを守り気持ちよくごみ処理をしましょう。

- ① ごみステーションは、地域のみなさんで管理しています。清掃や除雪は協力して行いましょう。
- ② ごみを出すときは、収集カレンダーやハンドブックで確認して出すようにしましょう。
- ③ 資源物やプラスチック類は異物や汚れがひどいとリサイクルできませんので、容器類は必ずすすいで出しましょう。
- ④ 不法投棄は絶対にいけません。不法投棄をすると処罰(5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれの併用)を受けることがあります。
- ⑤ ごみの不適正な焼却は禁止されています。違反すると処罰(5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれの併用)を受けることがあります。

ただし、農業や宗教上の行事を営む上などでやむを得ない焼却は除かれています。



ご不明な点がございましたら、赤井川村役場のホームページに掲載しております家庭ごみ・資源物ハンドブックをご覧ください。下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

赤井川村役場住民課衛生係 (電話直通: 48-6278)